

◎挨拶

(会長挨拶)

---

◎開 会

議 長 それでは、ただいまから第3回農業委員会総会を開会いたします。

---

◎議事録署名委員指名

議 長 議事録議署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することになっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議 長 それでは、4番、村上誠一君、5番、萩原明美君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、議会書記には事務局、三沢翔吾君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議 長 次に、4、議題、議案第1号 農地法3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、以降、説明につきまして、着座にてご説明申し上げます。

議案第1号、番号1について、説明申し上げます。

議案書1ページ、現地確認調書は2ページからとなっております。

番号1、図面番号1、1筆目の農地の所在は大字新井字今井72の2、地目は登記簿、現況ともに田となっております。面積は1,417平米、2筆目の農地の所在は、大字新井字ヒナコ3192の1、地目は登記簿、現況ともに、畑となっております。面積は290平米、3筆目の農地の所在は大字新井字下新井3271、地目は登記簿、現況ともに畑、農振区分ですが、こちらは、農用外、面積につきましては、659平米となっております。4筆目の農地の所在は、大字新井字下新井3337の2、地目は登記簿、現況ともに畑、農振区分は農用外、面積は33平米、合計面積でございます。4筆の合計が2,399平米でございます。利用権種別は3条無償移転、内容は贈与となっております。

譲渡人は村内の方で、職業は無職、譲受人は村内の方で、パートをしております。

譲渡理由につきましては、譲受人は村内在住の方で、パートをされており、定年を迎え、農業に従事したいため、申請します。また、譲渡人は高齢となり、息子に農地を譲り渡したく、申請します、というものでございます。

議案書3ページをご覧ください。

議案第1号、番号1に関する農地法第3条調査書となっております。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 番号1番について事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小谷野君。

小谷野委員 推進委員4番の小谷野でございます。

ただいま、議案第1号、1番の案件について、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干、補足で説明をさせていただきます。

今回については、3条の贈与ということで、親の高齢化に伴い、息子に農地等を譲るというようなことで、先ほど、3ページの調査についても、機械等、問題ないというようなことで、今回、4筆が息子のほうに譲るというような形になってございます。

田んぼにつきましては、既に、田植が終わって稲作が作付されてございます。また、雛子、下新井の2か所の畑につきましては、野菜、ナス、キュウリ等が植わっているというようなことでございます。

一番下の下新井の3337の2、これは、自宅に面した形で登記簿値も現況とも畑というようなことでありますけれども、一旦現地を見て、本人と確認をすると、庭の一部になっているというような状況でございますので、よく状況を確認した上で、規定の手続をしてほしいというようお願いはさせていただきます。

いずれにしろ、今回については、息子に贈与という形になりますので、3条の案件につきましては、問題ないかというふうに思われますので、よろしく皆さんのご審議のほど、お願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1番は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号1は許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、番号2、番号3は関連がありますので、一括して事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、番号2、番号3について、ご説明申し上げます。番号2から順番に説明申し上げます。

図面番号は2、3、現地確認調書は9ページからとなります。番号2、農地の所在は、大字新井字北原2781、地目は登記簿、現況ともに畑、面積につきましては、2,393平米となっております。

権利種別は3条使用貸借、内容は新規です。貸付人は前橋市の方で、職業は農業、経営面積125.9アール、内自作地125.9アールとなっております。借受人は伊勢崎市に本店を置く農業法人です。経営面積1676.6アール、内自作地1,483.7アール、借地192.9アールとなっております。

申請理由は、借受人はブルーベリーの栽培実績が20年以上あり、ソーラーシェアリングによるブルーベリー栽培を行いたく、このたび申請するものです。

受入世帯の稼働人員は5人中5人となっております。また、貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのこととさせていただきます。

備考ですが、貸借期間は許可後から3年間、関連議案につきましては、議案第1号、番号3並びに議案第2号、番号1となっております。

次に、番号3をご覧ください。番号2において申請した土地に対する地上権を設定するための申請となっております。農地の所在、地目、面積は番号2と同一でございますので、説明は省略いたします。権利種別は3条地上権、内容は新規、貸付人は前橋市の方で職業は農業、経営面積125.9アール内自作地125.9アール、借受人は伊勢崎市に本店を置く方で職業は不動産業、経営面積、自作地、借地、貸地の記載はございません。

借受人は下部農地において、ブルーベリーの栽培を行い、ソーラーシェアリングを行いたく、このたび申請します、というものでございます。

貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのこととさせていただきます。借受世帯の稼働人員は5人中5人となっております。

備考ですが、貸付期間は許可後3年間、関連議案につきましては、議案第1号、番号2、議案第2号、番号1となっております。

以上で番号2、番号3の説明を終わります。

また、本件参考資料としまして、議案書4ページには、農地法第3条調査書、5ページには、営農型発電設備転用許可調査書を添付しております。

以上で説明とさせていただきます。

議 長 番号2番、番号3について事務局長の説明が終わりました。

ここで、ちょっと、暫時休憩したいと思います。

議 長 再開します。

それでは、もう一度、推進委員5番、小池さん、もう一度お願いします。

小池委員 推進委員5番の小池です。ただいま、2番、3番につきましては、現状、日本農産が、耕作放棄に近い遊休農地というものを大量に持っている以上、私としては、許可できないと思いますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元の委員さんから、不許可相当というような発言がございました。これについて、ほかに何か意見ございませんか。

12番、柳岡君。

柳岡委員 12番、農業委員、柳岡です。

ただいま地元の委員さんが説明したとおりですが、この農業法人については、面積を17ヘクタール作っているということで、そのうちの大部分、耕作放棄、保全中とか、休耕地、そういう土地が多々多いわけです。あえて、榛東村の農地を借りてまでソーラーシェアリングをやんなくも、この空いている、今、申請人が持っているこの土地を有効活用して、そちらのほうに作ってもらったほうがいいんじゃないか。そっちを十分に管理して、なおかつ、足らないのであれば、また、それはそれなりに考えていく方向でいいんじゃないかと思いますので、今回の案件は却下してもいいと思います。

以上です。

議 長 ただいま、柳岡委員から、申し上げられるように、今、申請人が持っておられるほかの市の土地を全部耕作して、その後に榛東村へ来て許可をすればいいのではないかというような意見がございました。

この案件について、番号2番、3番については、不許可ということで皆さんの賛否をとりたいと思います。

不許可に賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 賛成多数ということで不許可に決定いたします。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議案第2号、番号1番について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書6ページ、番号1について説明申し上げます。

番号1、図面番号1、現地確認調書は16ページからとなります。

番号1につきましては、農地の所在は大字新井字北原2781、地目は登記簿、現況ともに畑、面積2,393平米のうち、0.32平米、利用関係は使用貸借、貸付人は前橋市の方で職業は農業、借受人は伊勢崎市の方で、職業は不動産業、転用目的は営農型太陽光発電施設用地、支柱0.0045平米のものを35本、引込ポール0.16平米のものを1本、転用理由につきましては、借受人は下部農地において、ブルーベリーの栽培の栽培を行い、ソーラーシェアリングを行いたく、このたび申請します。また、貸付人は借受人の申出に応じたいとのこととございます。

備考ですが、貸借期間は許可後から3年間、農地区分1種農地、関連議案は、先ほどご審議いただきました議案第1号、番号2、3となっております。

以上です。

議長 番号1番について、説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員5番、小池君。

小池委員 推進委員5番の小池です。

ただいま1番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございます。

私としましては、先ほどと同じ理由から、この件も許可できないと思いますので、審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元の委員さんから、不許可という説明がございました。ほかに何か意見ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 それでは、番号1について、不許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は不許可といたします。

次に、番号3について、事務局長、説明を求めます。

事務局長 それでは、番号3についてご説明申し上げます。

番号3、図面番号3、現地確認調書は26ページからとなります。農地の所在は大字新井字大川1181の3、地目は登記簿、現況ともに畑、農振区分は農用外、面積331平米となっております。

権利関係は、所有権移転、売買、譲渡人は村の村内の方で、職業は無職となっております。

譲受人は村内の方で、職業は会社員、転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅118.41平米となっております。

譲受人は現在、村内のアパートに居住しております。将来のことを考えて、住宅の建築を検討しておりました。このたび、売買の話がまとまりましたので、申請します。また、譲渡人は譲受人の申出に応じ、譲り渡したいとのことでございます。備考ですが、農振除外済み、農地区分1種農地となっております。

以上で、番号3の説明を終わります。

議長 番号3について、事務局長の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

推進委員4番、小山君。

小山委員 推進委員4番の小山でございます。

ただいまの議案第2号、3番の案件につきましては、事務局長の説明のとおりでございますけれども、若干周辺状況について、補足説明をさせていただきたいと思っております。

現地調書の26ページから28ページ、お聞き願いたいと思っております。

まず、26ページの現地の位置でございます。榛東さいとう医院の西側に1軒住宅がございます。その隣りに続けて、一応、面積が331平米ということで、118.41平米の一般住宅を建設する案件ということでございます。

28ページをちょっと、お聞き願いたいと思っております。南側に村道、面してございます。北側、西側、東側の一部が農地、東側の一部が宅地に接しているというような状況でございます。

基本的に生活用水等については、公共下水へ放出、また、雨水等については、浄化ますオーバーした分を側溝に流すというようなことで、周辺農地に与える影響はちょっと少ないかなというふうに思われます。

また、第1種農地ということでありましてけれども、隣り等々から、集落接続ということで、今回は許可相当というふうに思われますので、皆様のご審議よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。  
番号3について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。  
(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号3は原案のとおり許可相当といたします。  
以上、番号3は許可相当として県知事に意見書を送付します。  
次に、番号4について、事務局長、説明を求めます。  
事務局長。

事務局長 それでは、番号4について説明申し上げます。

番号4、図面番号4、議案書は7ページ、現地確認調書は29ページからとなります。農地の所在は大字広馬場字宮室737の1、地目は登記簿、現況ともに田、面積346平米、権利関係につきましては、使用貸借でございます。

貸付人は村内の方で、職業は農業兼会社員、借受人は東京都三鷹市の方で、職業は自営業でございます。転用目的は一般住宅用地、施設等につきましては、一般住宅57.96平米、借受人は現在東京都内で自営業を営んでおります。高齢に伴い、仕事を辞め、実家のある榛東村に自宅を建築したく、姉に相談したところ、快諾が得られましたので、申請いたします、というものです。貸付人は借受人の申出に応じ、貸したいとのことでございます。

備考ですが、農振除外済み、農地区分1種農地となっております。

以上で番号4の説明を終わります。

議長 番号4に、事務局長の説明が終わりました。  
何か意見ございませんか。  
10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員、金井です。

今の事務局長の説明のとおりです。また、申請地は三愛会手前200メートルぐらいの左側です。東側は水田、西側は道路、南側は水田、北側は道路です。隣接する農地に影響ないと思われまますので、私としては、許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長 ただいま、地元の委員さんから許可相当との説明がございました。  
ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号4は原案のとおり許可相当とします。

以上、番号4は許可相当として県知事に意見書を送付します。

---

◎議案第3号

議長 次に、議案第3号 非農地証明交付申請承認についてを議題といたします。

番号1について、事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書8ページ、現地確認調書は33ページからとなります。

議案第3号、番号1について説明申し上げます。

番号1、凶面番号1、農地の所在は大字広馬場字宮室540、地目は登記簿が畑、現況が宅地、面積につきましては、492平米となっております。

所有者は高崎市在住の方です。非農地の事由につきましては、昭和45年に居宅を建築して、以後宅地として利用しておりますので、証明願います、というものでございます。

備考ですが、農振除外済みでございます。

以上で番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より番号1の説明が終わりました。

何か意見ございませんか。

10番、金井君。

金井委員 10番、農業委員、金井です。

事務局長の説明のとおりです。

申請地は小林新聞店のところを右に曲がったところですが、申請地は再び農地として利用される可能性もなく、非農地となった理由についても、やむを得ないと思われれます。

問題がありませんので、証明相当と思われれますので、ご審議をよろしく願います。

議長 ただいま、地元の委員さんから承認相当との説明がございました。

ほかに何か意見ございませんか。

(「なし」という声あり)



議長 なしという声がありましたので、採決に移ります。

番号1について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、番号1は原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号 農地賃貸借料情報提供についてを議題といたします。

事務局長、説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案書9ページをご覧ください。

議案第4号について、ご説明申し上げます。

令和2年度の農地の賃貸料金情報について、下記のとおり決定を求める。

令和2年6月10日。榛東村農業委員会会長。

以下、詳細につきましては、三沢書記から説明いたします。

議長 三沢書記、説明を求めます。

三沢書記 平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借の10アール当たりの賃借料水準（10アール当たりの年額）は次のとおりです。

まず、（水稻の部）ですが、上段と下段に内容が分かれておりまして、上段につきましては、1年間での内容となっております。下段が過去5年間での内容とございます。

まず、1年間の内容でございます。田の部ですが、賃貸借件数が18件のうち、料金が発生したものは0件ということで、今回はハイフンということで、全て何も無い状態で記載させていただいております。

続きまして、5年間での累計でございます。賃貸借件数につきましては、98件のうち、2件となっております。

平均額でございますが、2件の内容でいくと、平均額1万5,600円となっております。最高額が1万6,903円となっております。最低額が1万4,202円となっております。

続きまして、使用貸借も含めた内容です。こちらが括弧内に書いてある内容となっております。平均額が300円、最高額が先ほど申し上げました最高額の金額1万6,903円となっております。最低額が使用貸借ということで、0円となっております。

続きまして、他（普通畑）の分でございます。まず1年間の内容でございます。

貸借件数につきましては、68件のうち36件となっております。貸借だけの平均額でございます。7,500円となっております。最高額が1万8,919円、最低額が2,909円となっております。

続きまして、使用貸借も含めた場合での数値となります。

まず、平均額が4,000円、最高額が先ほど申し上げました1万8,919円となっております。

最低額が使用貸借ということで、0円となっております。

続きまして、過去5年間でのデータでございます。貸借件数につきましては、153件のうち、59件となっております。

平均額、貸借だけの平均額が8,100円、最高額が2万704円、最低額が2,909円となっております。

続きまして、使用貸借も含めた場合でのデータでございます。平均額が3,100円、最高額が先ほど申し上げました2万704円となっております。最低額が使用貸借ということで、0円となっております。

なお、平均額につきましては、算出結果を四捨五入し、100円単位として記載させていただきます。

なお、以下10ページから16ページにかけて、根拠のデータとなっておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わりにいたします。

議長 事務局より、議案第4号の説明が終わりました。

何か質疑ございますか。

よろしいですか。

推進委員の岩田君。

岩田委員 推進委員の岩田です。ちょっと素人質問なんですけど、これだけ筆数があるということですか、榛東村の中で。

議長 載っているんだから、あるんじゃないのかな。番地が違うか。

岩田委員 ごめんなさいね。余り単純な質問で。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長 ほかに何か質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」という声あり)

議長 ないようですので、採決に移ります。

議案第4号について、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたします。  
ここで、暫時休憩したいと思います。

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会